

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職務上限年齢制(第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十二条・第十三条)

第五章 雑則(第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「以下「法」という。」第二十二条の四第一項、第二十三条の五第一項、第二十八条の二第一項、第二項及び第四項、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項、第二十八条の七並びに附則第二十一項及び第二十三項並びに警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第二項及び附則第三十八項において読み替えて適用する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)附則第九条」に、「地方公務員法第四条第一項」を「法第四条第一項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書を削る。

第四条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第九条第三項及び第四項の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、この限りでない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十七条第一項又は県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）第四条第一項に規定する管理職手当を支給される職員の職

二 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）

三 前二号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職（管理監督職勤務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十歳とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)(及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)(の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)(とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)(に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)(と、同項第一号、第二号及び第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任

(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)

「とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、読み替えるものとする。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、へき地勤務等の当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、人事委員会の承認を得て、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標

準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、人事委員会の承認を得て、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。

）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が組織する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則中第四項を第十項とし、第三項を第九項とし、第二項の次に次の六項を加える。
（定年に関する経過措置）

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

4 前項の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号。以下「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員には、適用しない。

（定年による退職の特例に関する経過措置）

5 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における第四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第九条第三項及び第四項」とあるのは「第九条第一項から第四項まで」と、「この限りでない」とあるのは「第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない」とする。

6 前項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「定年退職日」とあるのは、「定年退職日（附則第五項の規定により読み替えて適用する第四条第一項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る第九条第一項に規定する異動期間の末日）」とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以

後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項及び第六項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第一項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項又は第五項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の二を削る。

第十一条の六第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の下に」この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「。以下」を「。第一号において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の下に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十三条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「。以下」の下に「この条において」を加え、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「以下」の下に「この条において」を加え、「（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第六項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十九条第二項中「第二十条」を「第二十条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第二十条の三第一項及び第二十条の四中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条の七第二項中「第九条の二」を「第六条第二項から第九項まで、第九条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の二第七項第二号中「を超えない範囲内で定められた」を「未満の」に改める。

附則に次の十項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

29 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第三十一項及び第三十三項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

30 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

31 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第三十五項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第二十九項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第三十三項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げて）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二十九項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

32 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

33 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第六条に規定する公

安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二十九項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

34 附則第三十二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三十二項中「前項」とあるのは「第三十三項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

35 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第二十九項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第三十一項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第三十一項及び第三十二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

36 附則第三十一項、第三十三項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第二十九項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

37 附則第三十一項、第三十三項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九条第五項（第二十条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条の三第一項、第二十条の四及び第二十条の五第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

38 附則第二十九項から前項までに定めるもののほか、附則第二十九項の規定による給料月額、附則第三十一項の規定による給料その他附則第二十九項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表第二の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

別表第三の口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200	

別表第三のハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200	

別表第四の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400		

別表第五のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000		

別表第五のロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第五のハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第六の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 再任 特種 労働 者	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十八条第一項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)第四条の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「十八日」の下に「(一月間の日数(奈良県の休日を含める)を算入しない。元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第四条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第二十二項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」を加える。

第五条の三中「十年」を「十五年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規

定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第二十二項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「同項第二号イ」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）」を次号において同じ。）」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項（「に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）」を次号において同じ。）」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同

条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。以下この号及び次号において同じ。）及び」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「（以下」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第七条第三項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の下に「（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）」を加える。

第十条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「又は第三項から第八項」を「、第三項又は第五項から第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項第四号」を「第八項第四号」に、「第七項の」を「第八項の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項第三号」を「第八項第三号」に、「第七項の」を「第八項の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第三項から前項まで」を「、第三項及び前三項」に改め、同項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、

当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「第五項」を「第六項」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第十五項中「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第二十四項から第三十二項まで」に改める。

附則第十六項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第二十七項」を加える。

附則第十七項中「第五条」の下に「又は附則第二十五項」を加える。

附則第二十二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第二十一項の次に次の一項を加える。

22 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相

当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則に次の九項を加える。

24 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第二十四項」とする。

25 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第二十五項」とする。

26 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員

二 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

27 一般職の職員の給与に関する条例附則第二十九項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の変更額に該当しないものとする。

28 当分の間、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるものに対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第二条に規定する定年退職日」とあるのは「定年（附則第二十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項

第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。」に達する日以後における最初の三月三十一日」と、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第二十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

29 当分の間、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六号の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の三」とする。

附則第二十六項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
附則第二十六項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第二十六項第二号に掲げる職員	規則で定める 年齢

30 当分の間、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、第五条の三本文中「十五年を」とあ

るのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

31 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて附則第二十九項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第二十九項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

32 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて附則第二十九項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

）
第四条 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和

四十二年三月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第二十二條の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第十二條又は第十三條第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(定年の引上げに伴う給料に関する特例措置)

2 職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料については、一般職の職員の給与に関する条例附則第二十九項及び第三十項の規定の例により管理者が別に定める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第五条 職員の再任用に関する条例(平成十三年三月奈良県条例第三十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条中一般職の職員の給与に関する条例第二十三条の二第七項第二号の改正規定並びに第三条中奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条第二項本文の改正規定、第十条の改正規定、第十五条第一項の改正規定(「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定及び附則第二十二項の改正規定(同項を附則第二十三項とする部分を除く。)並びに附則第十一条、第二十一条、第二十二条及び第三十八条の規定は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- 一 第三条の規定(奈良県職員に対する退職手当に関する条例附則第二十二項の改正規定(「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。))による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例附則第二十二項の規定 令和四年四月一日

二 第三条の規定による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例(以下「

新退職手当条例」という。) 第十条第四項の規定 令和四年七月一日

三 第三条の規定(奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条第二項本文の改正規定に限る。)による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条

第二項の規定 令和四年十月一日

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年(旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任するこ

とができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規

則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新定年条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合（県が組織する地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合をいう。

次項並びに附則第六条第一項及び第二項において同じ。）における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定

年条例定年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。）に達している者（新定年条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第七条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第八条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第九条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条から第六条までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第十条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月

一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第十一条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第二十九項から第三十八項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二条第一項の規定により勤務している職員には適用しない。

第十三条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第六条第一項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第十四条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第十二条の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第三条第一項又は第五項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第十五条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第六条第一項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第三条第三項又は第五項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十六条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第十一条の六第二項、第十三条第二項及び第四項、第二十条の三第一項並びに第二十条の四の規定を適用する。

第十七条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十九条第三項、第二十条の二第二項及び第二十条の七第二項の規定を適用する。

第十八条 新給与条例第二十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）。次号において同じ。」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第十九条 前六条に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員

会規則で定める。

（奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第二十一条 第三条の規定（奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条第二項本文の改正規定に限る。）による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第二十二条 新退職手当条例第十条第四項に規定する事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員（以下「事業開始職員等」という。）に対する同項の規定の適用については、令和四年七月一日以後に事業開始職員等に該当するに至った者に限るものとする。

（県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第四条の規定による改正後の県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十二条の規定を適用する。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第二十四条 職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することという。）とする」に改める。

第三条の二中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表

の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）附則第二十九項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）附則第二十九項の規定による降給とする」とする。

（書面の交付に関する特例措置）

3 第五条の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第二十九項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第二十五条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二十六条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）」を削る。

附則に次の一項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 一般職の職員の給与に関する条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に対する第三条の四第二項及び第十条の八第三項の規定の適用については、これらの項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、前条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第八条の規定を適用する。

(奈良県職員等に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二十八条 奈良県職員等に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年十二月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「に新条例」を「に奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第二十四項若しくは第二十五項」を加え、「新条例第三条から第五条の三まで」を「同条例第三条から第五条の三の二まで及び附則第二十四項から第三十二項まで」に改める。

附則第六項中「に新条例」を「に奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に、「新条例第五条の二」を「同条例第五条の二(同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」及び附則第二十七項」に改める。

附則第七項中「新条例第五条」を「奈良県職員に対する退職手当に関する条例第五条又は附則第二十五項」に改める。

附則第八項中「新条例」を「奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に改める。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二十九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月奈良県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第四号中「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第九条第

一項から第四項までの規定により同条第一項に規定する異動期間（同項から同条第四項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第六条に規定する職を占める職員

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）とする。」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第三十一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により同条第一項に規定する異動期間（同項から同条第四項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第六条に規定する職を占める職員

第十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により同条第一項に規定する異動期間（同項から同条第四項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第六条に規定する職を占める職員

第十七条の表第六条第十項の項を削り、同表第十一条の六第二項第二号の項及び第十三条第二項及び第四項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第五項の項を次のように改める。

第十三条第五項

前項

職員の育児休業等に関する条例（

平成四年三月奈良県条例第二十九

		号) 第十七条の規定により読み替えられた前項
--	--	------------------------

第二十五条第二項の表第十一条の六第二項第二号の項及び第十三条第二項及び第四項、第二十条の三第一項並びに第二十条の四の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第五項の項を次のように改める。

第十三条第五項	前項	職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第二十五条第二項の規定により読み替えられた前項
---------	----	---

第二十六条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十七条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十八条第二項第一号中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の二項を加える。

3 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第二十九項の規定の適用については、同項中「とす」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間と除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第二十九項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三項」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第三十二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九

年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五条第二項、第十三条並びに第十六条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、前条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第三十四条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月奈良県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により同条第一項に規定する異動期間(同項から同条第四項までの規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三十五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項の表第六条第十項の項を削り、同表第十一条の六第二項第二号の項及び第十三条第二項及び第四項、第二十条の三第一項並びに第二十条の四の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十三条第五項及び第七項の項を削り、同表第十三条第五項の項及び第十三条第七項の項を次のように改める。

第十三条第五項	前項	任期付職員条例第十一条第三項の規定により読み替えられた前項
第十三条第七項	第二項	任期付職員条例第十一条第三項の規定により読み替えられた第二項

	前二項	任期付職員条例第十一条第三項の規定により読み替えられた第五項及び前項
前項	同項	

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第三十六条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

（経過措置）

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二条第二項の規定の適用については、同項中「規定する年齢」とあるのは、「規定する年齢（高齢者部分休業を申請した職員に係る定年に達する日が令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間である場合においては、同条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）」とする。

3 前項の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員には、適用しない。

（奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正）

第三十七条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「、新条例」を「、奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に改める。

第三十八条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年七月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「うち、新条例」を「うち、奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に、「新条例の」を「同条例の」に、「対する新条例」を「対する同条例」に改める。

附則第五項中「新条例」を「奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に改める。
(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第三十九条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和

和四十六年十二月奈良県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 給与条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料の額との合計額」とする。